

協議第30号

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成17年1月12日提出

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会
会長 中村 功一

記

能登川町及び蒲生町の特別職については、法令に基づき、合併の日の前日に失職するものとする。

ただし、非常勤の特別職のうち設置の必要のあるものについては、合併時まで調整を行うものとする。